

○ 経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日13経営第303号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号の2及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第1号ないし第4号、第10号及び第18号並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件。以下「暫定利率を定める告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>I 経営改善</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付対象者</p> <p>貸付対象者は(1)から(8)までに掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業</u></p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号の2及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第1号ないし第4号、第10号及び第18号並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件。以下「暫定利率を定める告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>I 経営改善</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付対象者</p> <p>貸付対象者は(1)から(8)までに掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）</p>

者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。) 及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。)

(4)~(8) (略)

3・4 (略)

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年)以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に規定する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「地震」という。)に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち据置期間6年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内)とする(令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。))。

6 (略)

(4)~(8) (略)

3・4 (略)

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年)以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に規定する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「地震」という。)に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち据置期間6年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内)とする(令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。))。

6 (略)

## II 負担軽減

1 (略)

### 2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(5)までに掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

### 5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち据置期間6年以内)とする(令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。)

6 (略)

## II 負担軽減

1 (略)

### 2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(5)までに掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 継続的農地利用者

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

### 5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者であつて、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち据置期間6年以内)とする(令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。)

6 (略)

附 則 (令和5年3月31日4経営第3160号)

この通知は、令和5年4月1日から施行する。